

## 特定非営利活動法人広島文化財センター 定款（部分的に抜粋）

（目的）

第3条 この法人は、不特定多数の人々に対して、文化財の調査、保存、普及啓発活動に関する事業を行い、地域社会の活性化、文化力の向上を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 文化財の調査、研究、記録保存に関する事業
  - ② 文化財における労働者派遣事業
  - ③ 歴史的まちなみの保存に関する事業
  - ④ 文化財・歴史関係施設の設立・運営支援に関する事業
  - ⑤ 史跡整備に係る事業
  - ⑥ 歴史を中心とした体験学習を提供する事業
  - ⑦ 文化財の国際協力に関する事業
  - ⑧ 出版物の発行等による普及啓発活動
  - ⑨ 文化財を中心とした政策提言事業
  - ⑩ その他、本法人の目的を達成する事業
- (2) その他の事業
  - ① 出版事業
  - ② 物品の斡旋及び販売
  - ③ 請負業
  - ④ 特定労働者派遣事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「促進法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

2 賛助会員は議決権を持たない。

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)この法人の目的をよく理解し賛同していること。
- (2)協調性に富み、相互扶助の精神を有すること。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。正会員については理事長はそのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金, 会費及びその他の拠出金品は, その理由を問わず返還しない。